第一条第一項第二号の次に次の一号を加える。

二の二　資金移動業者（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第三項に規定する資金移動業者をいう。）

第一条第二項第一号の次に次の一号を加える。

一の二　前項第二号の二に掲げる者が営む資金移動業（資金決済に関する法律第二条第二項に規定する資金移動業をいう。）の代理又は媒介

第十条第一項中「その他これに類する者」を「、その子会社その他これらに類する者」に改め、同項第一号イ中「又はその子会社（」を「、その子会社（」に改め、「以下同じ。）」の下に「又は法第三十九条第一項第一号に掲げるもの」を加え、同号ロ中「商工組合中央金庫」の下に「又は法第三十九条第一項第一号に掲げるもの」を加え、同項第二号イ中「第六十九条第三項第二号イ」を「第六十九条第四項第二号イ」に改め、同項第三号中「第三十九条第一項第一号」を「第三十九条第一項第一号の二」に改める。

第十一条の見出しを「（規則第六十九条第一項第一号、第二項第二号及び第十項ただし書に規定する主務大臣等が定める基準）」に改め、同条中「第六十九条第一項第二号及び同条第九項ただし書」を「第六十九条第一項第一号、第二項第二号及び第十項ただし書」に改める。

○金融庁厚生労働省告示第二号

資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）の施行に伴い、並びに労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第五十八条第二項第十三号及び第五十八条の二第一項第十一号並びに労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省労働省令第一号）第五十一条第一項第一号の規定に基づき、次のように告示し、資金決済に関する法律の施行の日（平成二十二年四月一日）から適用する。

平成二十二年三月一日

金融庁長官　三國谷勝範
厚生労働大臣　長妻　昭

（労働金庫の従属業務を営む会社が主として労働金庫その他これに類する者の行う業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準等を定める件の一部改正）

第一　労働金庫の従属業務を営む会社が主として労働金庫その他これに類する者の行う業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準等を定める件（平成十四年金融庁厚生労働省告示第四号）の一部を次のように改正する。

前文中「及び第五十一条第一項第二号」を「並びに第五十一条第一項第一号及び第二項第二号」に改める。

第三条第一項中「又は銀行」を「、銀行又は法第五十八条の五第一項第一号の二に掲げるもの」に改める。

（労働金庫及び労働金庫連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者を指定する件の一部改正）

第二　労働金庫及び労働金庫連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者を指定する件（平成十八年金融庁厚生労働省告示第三号）の一部を次のように改正する。

第一条第七号の次に次の一号を加える。

七の二　資金移動業者（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第三項に規定する資金移動業者をいう。次条第七号の二において同じ。）

第二条第七号の次に次の一号を加える。

七の二　資金移動業者（労働金庫及び労働金庫連合会が行うことができる業務の代理又は媒介を定める件の一部改正）

第三　労働金庫及び労働金庫連合会が行うことができる業務の代理又は媒介を定める件（平成十八年金融庁厚生労働省告示第四号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「平成十八年金融庁・厚生労働省告示第三号（労働金庫及び労働金庫連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者を指定する件。以下「告示」という。）」を「労働金庫及び労働金庫連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者を指定する件（平成十八年金融庁・厚生労働省告示第三号）（以下「告示」という。）」に、「（第一号から第七号まで」を「（第一号から第七号の二まで」に改め、同条第二号の次に次の一号を加える。

二の二　告示第一条第七号の二に掲げる者が営む資金移動業（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第二項に規定する資金移動業をいう。次条第二号の二において同じ。）の代理又は媒介

第二条第一号中「から第七号まで」を「から第七号の二まで」に改め、同条第二号の次に次の一号を加える。

二の二　告示第二条第七号の二に掲げる者が営む資金移動業の代理又は媒介

○金融庁農林水産省告示第一号

資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）の施行に伴い、並びに農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第五十四条第四項第十号及び第七十二条第十項並びに農林中央金庫法施行規則（平成十三年内閣府令第十六号）第九十五条第一項第一号、第二項第二号及び第八項ただし書の規定に基づき、平成十三年九月十三日金融庁農林水産省告示第十三号（農林中央金庫法の施行に関し定める件）の一部を次のように改正し、資金決済に関する法律の施行の日（平成二十二年四月一日）から施行する。

平成二十二年三月一日

金融庁長官　三國谷勝範
農林水産大臣　赤松　広隆

第四条第一項中第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一　資金移動業者（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第三項に規定する資金移動業者をいう。）

第四条第二項第五号中「前項第十一号」を「前項第十二号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五　前項第十一号に掲げる者が営む資金移動業（資金決済に関する法律第二条第二項に規定する資金移動業をいう。）の業務の代理又は媒介

第九条第一項中「同項第一号に掲げる会社をいう。）」の下に「、同項第一号の二に掲げるもの」を加える。

第十条中「第九十五条第一項第二号及び第七項ただし書」を「第九十五条第一項第一号、第二項第二号及び第八項ただし書」に改める。